令和３年８月１７日

京都市スポーツ少年団
　種目代表者　各位

京都市スポーツ少年団
本部長　　北野　哲夫

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る
京都市スポーツ少年団の活動について

平素は，京都市スポーツ少年団事業の推進に御尽力いただき，厚く御礼申し上げます。

さて，新型コロナウイルス感染症につきましては，各種目において団員等の安心・安全を第一に，感染拡大防止に配慮した活動を行っていただき感謝申し上げます。

京都府域に対する緊急事態宣言が８月２０日に発令されることを踏まえ，京都市スポーツ少年団の活動方針を以下のとおり示しますので，各種目におかれましては，以下の内容を基本方針として，今後の活動を行っていただくとともに，各単位団への周知をすみやかに行っていただきますようお願い申し上げます。

なお，対象期間は８月１８日から当面の間としますが，今後，上部団体から活動方針が示された場合や，国，京都府，京都市などの対応方針の見直しに伴い，本通知の内容を変更する場合は，改めて通知します。

活動方針

○　各種目における京都市スポーツ少年団主催の大会等の事業について【変更あり】

原則，自粛を要請します。

ただし，全国大会等の上位大会に通じる予選大会及び現在開催中の大会等の事業に限り開催を認めます。

なお，大会等の開催に当たっては，（公財）日本スポーツ協会や各競技団体等が示しているガイドラインなどを十分に踏まえ，適切な対策を講じたうえで開催してください。

○　単位団の活動について【変更あり】

原則，自粛を要請します。

ただし，全国大会等の上位大会に通じる予選大会及び現在開催中の大会等の事業に限り参加を認めます。

なお，大会等の参加に向けた活動については，以下の点を遵守するなど，適切な対策を講じたうえでの必要最小限の活動としてください。

＜遵守事項＞

- 活動は参加する大会等の４週間前からとする。
- 他の単位団との交流は行わず，自単位団内の活動に限定する。
- １日の活動は２時間までとする。

補足事項

○　京都市立学校体育施設開放事業をはじめとした学校施設の開放について，現時点では前回通知時の内容から変更はなく以下のとおりですが，緊急事態宣言の発令等に伴い，今後，変更される場合があります。学校施設を利用して活動する場合は，各学校の利用方法を遵守してください。

＜前回通知時の内容＞

・　施設の利用は午後８時まで
・　夏季休業期間終了後の施設の利用は，放課後（児童生徒の完全下校後）及び休日のみとし，午後８時まで
・　上記の時間短縮等の対象期間は８月２日（月）から８月３１日（火）までとするが，まん延防止等重点措置の要請が再延長される場合は，その期間中は対応を継続

○　京都市こども体育館や宝が池公園少年スポーツ広場をはじめ，京都市所管のスポーツ施設について，緊急事態宣言の発令等に伴い，今後，施設の利用方法が制限される場合があります。詳細は各施設のホームページ等を御確認ください。